



2025年3月27日  
みずほリース株式会社  
株式会社みずほ銀行

## みずほリースとみずほ銀行との間での 「グリーンローン」の契約締結について

みずほリース株式会社（代表取締役：中村 昭、以下「みずほリース」）と株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）は、本日、みずほリースとして初のシンジケーション方式によるグリーンローン（以下「本ローン」）の契約を締結しました。

グリーンローンとは、「グリーンローン原則」（※1）に準拠し、環境課題の解決・緩和に資する事業の資金を調達するために実行されるローンです。

みずほリースは、「グリーンローン原則」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」をはじめとする各種基準等（※2）に基づき、2023年10月に「サステナブルファイナンス・フレームワーク」（以下「本フレームワーク」）を策定し、第三者機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)からセカンドパーティー・オピニオン（※3）を取得しています。本ローンは、同オピニオンを踏まえたグリーンローン調達です。

みずほリースは、2023年5月に公表した「中期経営計画2025」（※4）において、再生可能エネルギー発電設備容量確保（2025年度：1GW）を非財務目標として掲げており、2023年度時点で590MW（前年度対比235MW増加）を達成しております。国内太陽光発電所プロジェクトへの積極的な投資や系統用備蓄電池事業への参入を通じて、再生可能エネルギーの更なる普及拡大と電力需給の安定化に貢献しています。

みずほ銀行は、みずほリースの環境負荷低減に向けた取り組みをファイナンス面から支援すべく、みずほリースグループが実行する国内屋根置き太陽光発電所の取得資金として、本ローンを組成しました。

〈みずほ〉は、持続可能な社会の実現に向けた取り組み（サステナビリティアクション）を強化しています。環境・社会課題解決に向けた資金の流れを創出するサステナブルファイナンスや金融を超える知見・機能を活用したソリューション提供を通じ、SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）に向けて、お客さまとともに挑戦していきます。

<案件の概要>

融 資 先：みずほリース株式会社  
ア レ ン ジ ャ ー：株式会社みずほ銀行  
契 約 締 結 日：2025年3月27日  
実 行 日：2025年3月31日（予定）  
期 間：5年  
資 金 使 途：国内屋根置き太陽光発電所の取得資金

※1 グリーンローン原則

Loan Market Associationとアジア太平洋地域業界団体 Asia Pacific Loan Market Associationが2018年3月に策定した環境分野に用途を限定する融資の国際ガイドライン。2018年12月にはThe Loan Syndications and Trading Associationも参画。

※2 「グリーンボンド原則2021」及び「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2023」（International Capital Market Association 策定）、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」（環境省策定）、「グリーンローン原則2023」及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則2023」（Loan Market Association、Asia Pacific Loan Market Association、The Loan Syndication and Trading Association 策定）

※3 株式会社格付投資情報センターのウェブサイト

<https://www.r-i.co.jp/index.html>

※4 みずほリース株式会社の中期経営計画2025

[https://www.mizuho-ls.co.jp/ja/ir/mid\\_term.html](https://www.mizuho-ls.co.jp/ja/ir/mid_term.html)

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

みずほリース 経営企画部 03-5253-6540

みずほ銀行 広報室 03-5252-6574

ともに挑む。ともに実る。

**MIZUHO**